

一九七七年以前出土の木簡(二二)

奈良・飛鳥京跡

あすかきょう

- 1 所在地 奈良県高市郡明日香村岡
- 2 調査期間 第五次調査 一九七六年(昭51) 一月～四月
- 3 発掘機関 奈良県立橿原考古学研究所
- 4 調査担当者 菅谷文則
- 5 遺跡の種類 都城跡



(吉野山)

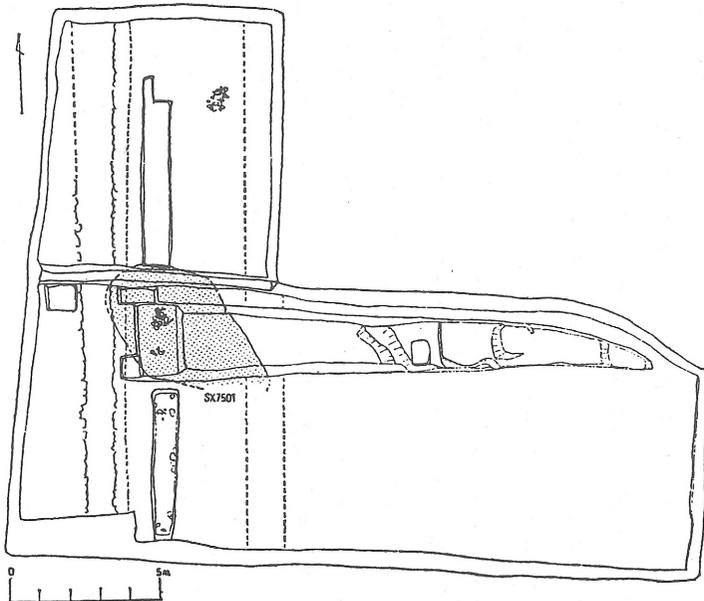
- 6 遺跡の年代 七世紀中頃～七世紀末
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 紀末
史跡伝承飛鳥板蓋宮跡を中心とする飛鳥盆地一帯は、奈良県立橿原考古学研究所の継続的な調査により、七

世紀中頃から七世紀末頃までの宮殿跡が検出されており、この遺構群を「飛鳥京跡」と称している。ここでは三期の遺構が重層しており、最上層のⅢ期遺構が後岡本宮跡・飛鳥浄御原宮跡に比定されている。下層のⅡ期遺構は飛鳥板蓋宮跡と推定されるが、全容は明らかでない。Ⅲ期遺構は、内郭・エビノコ郭・外郭の三地区に大別することができる。

調査地は、伝承飛鳥板蓋宮跡として遺構が復原されている場所の東方約一〇〇mの地点で、飛鳥寺から石舞台古墳に至る県道の西に隣接する。この地点は、飛鳥京跡Ⅲ期遺構外郭の東限を示す南北方向の柱列および溝の存在する場所であり、発掘調査の結果、外郭東限となる石組みの南北溝SD七四一〇が検出された。SD七四一〇東側壁の掘形からは七世紀第4四半期頃の平瓦片が出土しており、SD七四一〇の構築年代もその頃と推定される。SD七四一〇が検出された遺構面の下層は、青灰色または緑灰色を呈する粘質の極細砂層で、三〇～四〇cmの厚さがある。この層の下は緑灰色または暗灰色の粘質土層で、この層の上面で、多量の木片類が詰まった土坑状遺構SX七五〇一が検出された。SX七五〇一は北西から南東に

長い、長軸約六m短軸約三・五mの楕円形の土坑であるが、明確な掘り込み肩をもたず、自然地形の傾斜の方向と一致することから、自然な窪地に木片類が投棄されたものと考えられる。SX七五〇一出土の遺物には後述する木簡のほか、木工具による削屑、加工木片、自然木片、種子、土器片などがある。これらの遺物は密着して堆積し、間に土砂をあまり含まず、腐蝕状況も同様であることから、あまり時間を置かず一度に投棄されたようである。この遺構が存在する層からは、口径が九〜一〇cmに復元される須恵器杯片が出土している。須恵器杯は、蓋に返りをもつものと身に返りをもつものが含まれるが、蓋の端が三角形に垂れ下がる型式の杯蓋は全く含まれない。出土土器の年代観によると、この土層は七世紀中頃までに形成されたと考えられる。

木簡はSX七五〇一から出土した。合計二七点が出土しているが、その内訳は、付札七点、荷札二点、断片五点、削屑一三点である。木簡は、一括採集した木片を洗浄する過程で検出されたものであるため、土坑内での正確な分布状況は判然としないが、採集された日付と地点、出土点数の関係によると、大半の木簡は土坑東北縁寄り出土したらしい。このような分布状況は、木簡が他の木片類と同時に一括して投棄され、投棄直前にも同じ場所にあった蓋然性が高いことを示しているので、木簡は互いに密接な関連性をもつとみられる。



第51次調査の検出遺構平面図（下層の調査トレンチ）

8 木簡の積文・内容

木簡は現在も出土当時とほぼ同じ状態を保っており、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館木器収蔵庫に保管されている。木簡の積読は出土当時、岸俊男・和田萃の両氏により行なわれたが、本稿執筆にあたり実物を再調査し、積文の再確認・再検討を行なった。

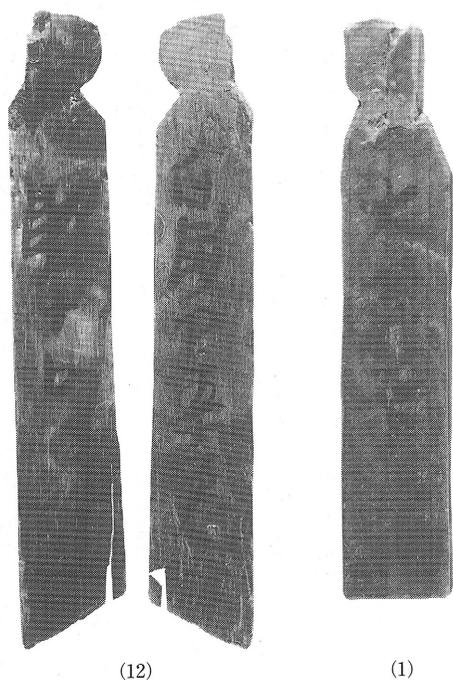
- | | | | |
|------|---------|-----------|-----|
| (1) | 「>大花下」 | 96×18×5 | 032 |
| | 「花カ」 | | |
| (2) | ×「上」 | (52)×20×3 | 019 |
| (3) | 「>小山上」 | 66×18×4 | 032 |
| (4) | 「□小乙下階」 | 58×23×7 | 011 |
| (5) | 大乙下階 | | 091 |
| | 「小花カ」 | | |
| (6) | 「>□□」 | (43)×12×3 | 039 |
| (7) | □□□□「乙」 | | 091 |
| (8) | 乙 | | 091 |
| (9) | 吾 | | 091 |
| (10) | □不足」 | | 091 |
| (11) | 「□□□□」 | 98×20×3 | 011 |

- | | | | |
|------|------------|-----------|-----|
| (12) | ・「>白髪ア五十戸」 | | |
| | 「>皴十口」 | 157×26×4 | 032 |
| (13) | 十戸「十口カ」 | (82)×17×2 | 019 |
| (14) | 「>□□□□□□」 | 103×23×4 | 032 |

(1)はほぼ完形の付札で、上部に切込みがある。平滑に整えられた表側にのみ墨書があり、裏側は割かれたままで調整されていない。表側中央にやや右上がりの文字で「大花下」と書かれている。大花下は大化五年(六四九)二月に制定された冠位十九階の第八階にあたり、天智三年(六六四)二月丁亥に改正された冠位二十六階では、「花」が「錦」に改められ、錦・山・乙については上・下の二階に中階が加えられている。『日本書紀』に基づけば、大花下の冠位は大化五年二月から天智三年二月までの一七七年間に限って施行されたこととなり、この木簡もこの間に書かれたものとみても疑いない。

(2)は上部が折損し、下端部のみ残存している。一文字目は折損により判読しがたいが左側に縦画の墨痕があり、二文字目が「上」であり、(1)と同様に冠位を記したものと類推できることから、「花」と読んでおく。形状や内容から考えて、(1)より若干大きめの同形の付札に冠位が記載されたものであろう。

(3)は完形の付札で、上部に切込みがある。上・下端ともに表裏両



面から刃を入れた後に折り曲げて切断されたままで、削りによる最終的な調整は施されていない。墨書は表側中央に「小山上」とある。「上」は右下がりに書かれている。小山上の冠位は大化五年（六四九）の冠位十九階にみえ、天智三年の冠位二十六階でも存続し、天武一四年（六八五）一月まで施行されたものである。

(4)も冠位を記載した木簡であるが、上下に切り込みはなく、小形長方形の木札である。表側には若干の凹凸があるが、裏側は凹凸が激しく厚みも一様ではない。表側には細筆で「小乙下階」と書かれている。「小」の上にはやや筆太に横棒が引かれているが、文字と何かの印とも判断しがたい。小乙下も(3)と同様に大化五年から天

武一四年まで施行された冠位である。

(5)は削屑で右半分が残り、右辺は原形をとどめている。文字も右側の一部しか残っていないが、残画から「大乙下階」と判読できる。同じく大化五年から天武一四年まで施行された冠位である。

(6)は幅の細い小形の付札で、下部は折損している。墨の残りが悪く赤外線写真でかろうじて文字が確認できるに過ぎないが、今のところ「小花カ」と釈読しておく。

(7)も削屑で三片に分かれ、削られて左側のみが残存している。下部に異筆で「乙」と記されている。

(8)も削屑で、(7)と似た筆跡で「乙」と記される。

(9)も削屑で、右下がりの文字で「吾」と記される。木簡の右側だけが残ったもので、左側に偏った可能性もある。

(10)は木簡下部部の削屑で「不足」と書かれるが、上端部にも若干の墨付きがあり、上にはさらに文字があったらしい。

(11)は一部破損しているが上・下端とも原形をとどめており、短冊形の木簡である。表側には四文字分ほどの墨痕が認められるが、表面の腐蝕が激しいため判読できない。

(12)は完形の付札木簡で、上部に切込みがある。上端は角が落とされてやや丸く整形されている。材の厚みは下へ行くほど薄くなっており、下端は約六〇度の角度で斜めに切断されている。墨書は表側に「白髪ア五十戸」、裏側に「賊十口」と記される。表側は貢進地

名のみを記載し、裏側に品名を記している。全体に墨書は極めて明瞭である。「髪」は異体字で、空海撰高山寺本『篆隸萬象名義』に用例がある。「部」字は「マ」よりも「ア」に近い。「皴」は難解であり、岸俊男氏は「皴」と「スキ・クハ」の二案を提示し、後者を妥当と考えている。前者は皴文皮（ヒキダノカハ）という解釈だが、数量表現が「口」である点に若干の問題が残る。後者はスキ・クハ（鉛・皴）という解釈で、「十口」という数量単位も相応しい。スキ・クハと解するならば、「白髪部五十戸」は皴の主要貢進国である吉備地方の備中国窪屋郡真壁郷につながるものである可能性が高い。

(13)は木簡の下半部のみで、下端は方形を呈する。墨痕はあまり明確ではないが、肉眼での釈読は一応可能である。「十」の部分で木簡は折損しているが、上にも文字が続く可能性が高い。概報では「十戸」より下の文字の釈読が保留されていたが、「   」^{〔十口カ〕}と読んで差し支えなからう。「十戸」の下の一文字は折損部にあたり、墨痕も薄いため筆跡を追いがたいが、金偏ではないかと思われる。

(12)と同様に「五十戸十品名十数量」の記載とみてよい。

(14)は上部に切込みがあり、上端・下端ともに圭形をなしている。片面にかすかに墨書があるが釈読は極めて困難である。

これらの木簡は出土状況から一括投棄されたものとみられ、すべてほぼ同じ時期に書かれたものと推定される。(1)「大花下」の木簡

の存在から、大化五年（六四九）から天智三年（六六四）を大きくは外れない時期のものと考えることができ、冠位を記したほかの木簡が上・下階のみで中階のみえないことも、天智三年までの冠位制に基づくものであることを示唆している。こうしたことから、これらの木簡の年代は七世紀中頃とみてよく、五十戸一里制の成立時期を考える上での重要な史料といえる。

9 関係文献

菅谷文則・岸俊男「飛鳥京跡第五次発掘調査出土木簡概報」
〔奈良県遺跡調査概報 昭和五一年度〕 一九七七年

岸俊男「『白髪部五十戸』の貢進物付札」〔日本古代文物の研究〕、
塙書房 一九八八年（鶴見泰寿）